

日米オープンスカイ合意の概要

平成21年12月

1. 路線

自国内地点、中間地点、相手国内地点及び以遠地点のいずれについても制限なく選択が可能であり、自由にルートを設定することができる。

2. 便数

便数の制限は行わない。(ただし、航空企業は通常の手続きにより希望する空港の発着枠を確保することが必要。)

3. 参入企業数

参入企業数の制限は行わない。

4. コードシェア等

同一国・相手国・第三国の航空企業とコードシェア等の企業間協力を行うことができる。

5. 運賃

航空運賃の設定については、差別的運賃等一定の要件に該当するものを除き、企業の商業上の判断を最大限尊重するとともに、可能な限り迅速な審査を行う。